



幼児教育・保育無償化について (幼稚園・保育所・認定こども園)



令和元年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳児～5歳児までの子どもたちの利用料が無償化されます。

(※0歳児～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちも無償化の対象です。)

☆ 無償化の対象について

無償化の対象となるのは保育料です。

(※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります)

無償化の対象者は、次の一覧のとおりです。



認定区分	年齢	施設	無償化の対象者
教育認定 (1号認定)	満3歳以上	幼稚園、認定こども園 (教育部分)	満3歳～5歳児までのすべての子ども
		新制度未移行幼稚園	満3歳～5歳児までのすべての子ども (ただし、月額25,700円までが無償化の対象)
保育認定 (2号認定)	満3歳以上	保育所、認定こども園 (保育部分)	3歳児～5歳児までのすべての子ども
保育認定 (3号認定)	満3歳未満		0歳児～2歳児までの住民税非課税世帯の子ども

◆ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

☆ 給食費について

3歳児～5歳児への食事の提供にかかる費用 (食材料費：給食費) については、無償化後も引き続き、保護者の負担となります。

無償化後の、**主食分と副食分の給食費は、園にまとめてお支払いいただくこととなります。**

給食費の徴収方法や金額は、園によって異なりますので、それぞれの園にご確認ください。

ただし、以下に該当する子どもは、副食費 (おかず、おやつ等) については、免除されます。

副食費が免除となる方 (副食費免除対象者)	<ul style="list-style-type: none"> ・年収360万円未満相当世帯の子ども (教育認定の第3階層と保育認定の第4(1)階層に該当する世帯) ・就学前の子どもから数えて第3子以降の子ども (保育所等(2号認定)を利用している場合) ・小学校3年生までの子どもから数えて第3子以降の子ども (幼稚園(1号認定)を利用している場合)
--------------------------	--

◆ 副食費免除対象者は市町村民税額をもとに毎年決定され、切り替え時期は毎年9月となります。

4月～8月の保育料 … H31年度の市町村民税額から算定 (H30年1月～12月の所得)

9月～3月の保育料 … R2年度の市町村民税額から算定 (H31年1月～R1年12月の所得)

◆ 副食費免除対象者の方には、事前に、お知らせいたします。



☆ **利用者負担額（保育料）について**

① 保護者または世帯における市町村民税の課税状況をもとに、階層区分と利用者負担額（保育料）を決定いたします。

- ◆ 保育料は基本的に父母の市町村民税額の合計で算定されます。
ただし、父母以外の扶養義務者（同居の祖父母等）が、父母を扶養している場合や、その扶養義務者が自営業や農業などの事業を営まれていて、父母がその事業の専従者となっている場合等、その扶養義務者が**家計の主宰者**と判断される場合はその扶養義務者の市町村民税額を含めます。
- ◆ 利用者負担額は市町村民税額をもとに毎年決定され、切り替え時期は毎年9月となります。
- ◆ 保育認定は保護者の就労状況により、保育標準時間(11時間)と保育短時間(8 時間)に分けられます。

※月120時間以上の就労等 …………… 保育標準時間
月48時間以上120時間未満の就労等 … 保育短時間

注) 就労での保育利用中に、育児休業になった場合は、短時間認定となります。

教育標準時間認定のこども 利用者負担額（月額）

階層区分	(1号認定)
1 生活保護世帯	0
2 市町村民税非課税世帯 (所得割非課税含む)	0
3 市町村民税所得割課税額が 77,100円以下	0
4 市町村民税所得割課税額が 211,200円以下	0
5 市町村民税所得割課税額が 211,201円以上	0

保育認定のこども 利用者負担額（月額）

階層区分	(2号認定：3歳以上児)		(3号認定：3歳未満児)	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1 生活保護世帯	0	0	0	0
2 市町村民税非課税	0	0	0	0
3 市町村民税 均等割額のみ	0	0	19,500 (9,000)	19,300 (9,000)
			1円以上 48,600円未満	
4 市町村民税 所得割課税額	(1) 48,600円以上 57,700円未満	0	0	30,000 (9,000)
	(2) 57,700円以上 77,101円未満			29,600 (9,000)
	(3) 77,101円以上 97,000円未満			30,000
5 市町村民税 所得割課税額	(1) 97,000円以上 125,000円未満	0	0	29,600
	(2) 125,000円以上 169,000円未満			44,500
6 市町村民税 所得割課税額	169,000円以上 301,000円未満	0	0	43,900
7 市町村民税 所得割課税額	301,000円以上	0	0	

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、**3～5歳児までのすべての子どもと、0～2歳児の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無料**となります。（ の部分対象）
※送迎費、食材料費、行事費等は無償化対象外。

② 減免について

・父子、母子世帯 ・在宅障がい児（者）がいる世帯のうち、保育認定こどもの**第3(1)～4(2)階層に認定された世帯**については、保育料をカッコ書きの額に減免します。



③ 兄弟入所（多子軽減）について

◆ 同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育所・幼稚園・認定こども園に入園または障がい者通所施設等を利用している場合は、上から2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料となります。
教育認定こどもについては、小学校3年生までの範囲において最年長の子どもから順に2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料となります。

◆ 保育認定こどもの**第3～4(1)階層**に認定された世帯は子どもの年齢に関わらず、**上から2人目のお子さんは半額、3人目以降のお子さんは無料**となります。

◆ 保育認定こどもの**第3(1)～4(2)階層**に認定された世帯のうち、
・父子、母子世帯 ・在宅障がい児（者）がいる世帯については、**上から2人目以降のお子さんは無料**となります。

